

●申請したマイナンバーカードの受け取りを忘れていませんか？

マイナンバーカード廃棄対象者には、本年5～6月に通知を送付しています。
(平成27年11月～平成29年9月までの申請分)

※現在受け取られていないマイナンバーカードは、国の制度上、平成30年10月1日以降に廃棄しなくてはなりません。



▲マイナンバーカード



▲通知カード

▶マイナンバーカードの受取に必要な書類等

- ①個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書 (同封の書類)
- ②通知カード (お持ちの人のみ)
- ③住民基本台帳カード (お持ちの人のみ)
- ④印鑑
- ⑤本人確認書類 (原本確認後、コピーをとらせていただきます)
- ・1点でよいもの 顔写真付の公的な身分証明書 (有効期限内のもの)
(例：運転免許証、パスポート、在留カード 等)
- ・2点必要なもの 上記のものをお持ちでない人
「氏名、生年月日」又は「氏名、住所」が記載されているもの
(例：健康保険証、介護保険証、年金手帳、預金通帳、社員証、学生証、医療受給者証 等)

※通知カードの受取の場合は④と⑤のみ必要です。代理人による受取の場合はご相談ください。

▶通知カード廃棄対象

返戻された通知カードは一定期間保管後、廃棄

※廃棄後再発行する場合は1枚につき500円の手数料がかかります。

休日のマイナンバー窓口

- ▶とき 7月28日(土)・29日(日)
午前8時30分～午後5時
- ▶ところ 市役所1階 市民課
- ▶マイナンバーお問い合わせダイヤル ☎②8303



問市民課窓口サービス係 ☎②8204 (市役所1階)

●平成山鉾白々無料配付

魔除け(厄払い)として家やお店の玄関先に白々を飾り付けませんか。

7月21日(土)・22日(日)に開催される日田祇園祭で、平成山鉾に飾り付けられている白々200本を無料で配付します。

- ▶配付日時 7月21日(土) 午後9時頃から
- ▶配付場所 市営限駐車場北側、トング時計店横駐車場

ゆかた着付けします！

色浴衣を着て
祇園祭に
出掛けませんか

- ▶とき 7月21日(土) 午後4時～9時
- ▶ところ パトリア日田2階 市民活動支援室ポポロ
- ▶参加費

・持ち込み着付け 500円

※ゆかた等、着付けに必要なものは持参してください。

・レンタル着付け 2,000円(男女とも)

※琇未会(☎090-3906-6604)に電話で予約してください。



▲昨年のユネスコ無形文化遺産登録記念イベントでの平成山鉾

問日田市まつり振興会事務局(観光課観光振興係)
☎②8210 (市役所3階)

●平成29年7月九州北部豪雨に係る固定資産税などの特例について(家屋・償却資産)

昨年の九州北部豪雨によって被災した家屋又は償却資産に代わるものとして、取得した資産に対する固定資産税・都市計画税について、次の特例措置が受けられます。

▶特例の対象となるもの

【家屋】

り災証明の被害程度が「半壊」以上の家屋で、所有者等(被災時の所有者、その相続人・三親等以内の親族等)が、被災日から2022年3月31日の間に、市内で被災家屋に代わる家屋(又は被災家屋を改築した家屋)を取得した場合に対象となります。

※ただし、被災家屋と取得家屋の種類(用途)又は使用目的が同一で、被災家屋を処分(取壊・売却等)している必要があります。

※改築家屋は、新たに固定資産評価を受ける必要があるものが対象で、通常の修繕・リフォームは対象となりません。

▶特例内容

【家屋】

新たに家屋を取得した翌年から4年度分に限り、滅失・損壊した家屋(原則として、り災判定が「半壊」以上のもの)の床面積相当分の固定資産税・都市計画税の税額が2分の1に減額されます。

【償却資産】

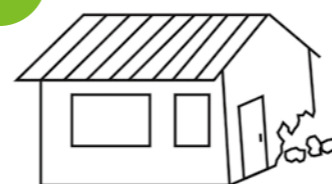
豪雨災害によって滅失又は損壊した償却資産の所有者等(相続人等を含む)が、被災日から2022年3月31日の間に、市内に被災した償却資産に代わる償却資産を取得した(又は被災した償却資産を改良した)場合に対象となります。

※被災償却資産と取得(又は改良)償却資産の種類(用途)又は使用目的が同一であり、改良以外の被災資産は売却・処分等を行う必要があります。

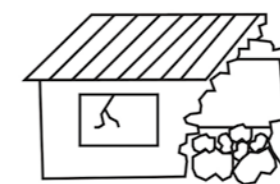
【償却資産】

新たに取得(又は改良)した年の翌年から4年度分に限り、その償却資産の課税標準額が2分の1に軽減されます。

例



半壊



大規模半壊



全壊

手続きの方法や申請書類など
詳細は下記にお問い合わせください



問税務課資産税係 ☎②8206 (市役所1階)